

令和3年7月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
地域保健担当理事 長谷川太郎

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の  
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第24報）

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第24報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いに関しましては、令和3年6月11日付（介45）文書にて第23  
報のご連絡を申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時  
的な取扱いに関する第24報が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナ  
ウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に  
人員配置基準を満たさなくなる場合や、基準以上の人員配置や有資格者等  
の配置により算定可能となる加算について、一時的に加算の要件を満たさ  
なくなる場合も、柔軟な取扱いが可能である旨が示されております。

また、介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場  
での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力  
する場合、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がない  
よう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置  
等に影響しない取扱いとなる旨が示されております。

問1 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応によって一時的に不足する場合について、人員配置基準等の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えない。

また、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合も、柔軟な対応をして差し支えない。

なお、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける際には、同一事業所内では職員の接種日を分散させるなど、利用者の処遇に影響しないよう可能な限り接種日等の調整を行うこと。

問2 介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）」（令和3年5月6日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第22報）」（令和3年5月20日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）と同様、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

(答)

差し支えない。